

# 交渉速報

J R 貨物労組本部業務部

2012年4月18日

No. 20

## 12春闘 諸要求の詳細について決定する!

中央本部は、昨日 12 春闘で確認した諸懸案事項の詳細について会社から提案を受けました。

具体的な内容は、以下の通りです。

### 1. 構内手当（特殊勤務手当）の支給額の改正

構内手当の支給額について、現行「月額 2,500 円」を「月額 2,700 円」に改正する。

### 2. 割増賃金の単価の改正

割増賃金の単価のうち、B 単価について現行「1 時間当り賃金額に 125/100 を乗じたもの」を「1 時間当り賃金額に 126/100 を乗じたもの」に改正する。

### 3. 実施時期について

(1) 第一項については平成 24 年 4 月 1 日の勤務開始から適用する。

ただし、4 月分の差額については 5 月の給与支給日で精算する。

(2) 第二項については、平成 24 年 4 月 1 日から発生した超過勤務に適用する。

中央本部は、12 春闘妥結以降「諸要求の詳細」について交渉を積み重ねてきました。諸要求の整理を持って今春闘の最終集約とします。あらためて職場からのたたかいに感謝申し上げまして報告とします。

以上